

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	102,406 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,026,928 千円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	166,670	3,251	2,900	35,935	10,388	114,196
	障害者福祉事業	321,641	215,716	0	3,854	8,511	93,560
	児童福祉事業	612,740	295,909	14,500	64,031	19,871	218,429
	母子福祉事業	23,397	3,943	0	612	1,571	17,271
	小計	1,124,448	518,819	17,400	104,432	40,341	443,456
社会保険	介護保険事業	238,169	2,992	0	0	19,610	215,567
	国民健康保険事業	120,678	65,308	0	0	4,617	50,753
	後期高齢者医療事業	243,640	49,448	0	0	16,193	177,999
	小計	602,487	117,748	0	0	40,420	444,319
保健衛生	健康増進事業	2,020	550	0	31	120	1,319
	病院事業	234,986	0	11,000	16,058	17,338	190,590
	疾病予防事業	41,354	129	0	3,493	3,146	34,586
	医療提供体制確保事業	21,633	400	0	8,751	1,041	11,441
	小計	299,993	1,079	11,000	28,333	21,645	237,936
合計		2,026,928	637,646	28,400	132,765	102,406	1,125,711

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。